

【別紙 1】

補助対象経費について

1. 経費の内容

① 賃金および謝金

- ・ 補助事業の遂行に必要な、外部に支払う賃金および謝金の人件費です。
- ・ 賃金・・・業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者（アルバイト、パート等）に対する賃金とします。作業日報、雇用関係書類等の作成が必要となります。
- ・ 謝金・・・指導・助言等を受けるために依頼した外部の専門家等に謝礼として支払われる経費とします。
- ・ 支払単価の根拠が、補助事業者が定める規程等により明確であり、その金額が社会通念上妥当なものである必要があります。

② 旅費

- ・ 補助事業の遂行に必要な職員等の出張に係る旅費および指導・助言等を依頼した外部の専門家等に支払われる旅費とします。
- ・ 金額は、補助事業者が定める規程等により、最も経済的かつ合理的な経路により算定されたものとします。なお、規程等に定める場合であっても、グリーン車やビジネスクラス等の特別に付加された料金は対象となりません。
- ・ 社有車のガソリン代については対象とはなりません。

③ 印刷費

- ・ 資料、チラシ・パンフレット・ポスター等の印刷・製本に要する経費とします。

④ 使用料および賃借料

- ・ 補助事業の遂行に必要な機器・設備類、倉庫、敷地等のレンタル料、リース料、会議室等の使用料、およびイベント等への出展料等として支払われる経費とします。

⑤ 通信運搬費および役務費

- ・ 郵便代、運搬代等として外部に支払われる経費を対象とします。
- ・ ただし、電話代・インターネット利用料金は対象外とします。
- ・ イベント等への出展にかかる保険代等の経費とします。

⑥ 委託費

- ・ 調査、コンサルタント、デザイン、設計、加工、実験・分析・検査、試作品の開発、広報等で、補助事業者が直接実施することができないもの、または、直接実施が適当でないものについて、他の事業者に委託する場合の経費とします。

- ・ 委託内容、金額等が明記された契約を締結し、委託する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。
- ・ 補助事業の大部分や中核をなす部分を委託することは認められません。

⑦ 資機材費

- ・ 研究開発や試作品の製作、サービスの試行、実証実験等を行うために必要な機器・設備類等の購入、試作、改良、据付け、借用または修繕に要する経費とします。
- ・ 購入等する機械装置等は、販売（テスト販売を除く。）を目的とした商品等の生産に使用することは認められません。
- ・ 汎用性が高く、使用目的が特定できないものは対象外とします。
- ・ 購入する機械装置等は、購入予定先からの見積書を添付してください。
- ・ 機械装置等に係る経費は、補助対象経費総額の概ね2分の1以内を限度とします。

⑧ 消耗品費

- ・ 補助事業の遂行に必要な消耗品として支払われる経費とします。
- ・ ただし、汎用性のあるもの、使用目的が特定できないものは対象外とします。

2. 補助対象経費全般にわたる留意事項

(1) 補助事業の経費については、帳簿およびすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理を行ってください。

(2) 補助対象経費は当該事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。

補助事業終了後の完了検査において、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合は、当該物件等に係る経費は補助対象外となります。

(3) 経費書類については、一件の発注ごとに、見積もりから発注、納品、支払に至るまでの確認書類が必要です。

(4) 発注（委託）先の選定にあたっては、一件の発注ごとに、見積り徴取を行ってください。この場合、経済性の観点から、原則、一般の競争に付してください。ただし、発注する事業内容の性質上、競争に付することが困難な場合は、該当する企業を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由が必要となります。

(5) テスト販売^{*}については、試作品等の販売に係る経費で、以下の要件を満たす場合に限り補助対象とします。

なお、テスト販売の実施に伴う収入が発生した場合には、当該収入を補助事業に要

する経費から差し引いて補助金額を算出します。

※テスト販売：新たに開発を行った試作品等を、不特定多数の人に対して実費相当の価格の範囲内で試験的に販売し、商品やサービスの仕様、顧客の反応等を測定・分析し、試作品等に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動につなげるための取組

(補助対象の要件)

- ・ 通常の販売商品やサービスとテスト販売品等とが区別できるよう、「テスト販売価格」などとテスト販売である旨を明記すること。
- ・ 消費者等に対してアンケート等の調査を行い、テスト販売の効果を検証することができること。

(6) 以下の経費は、補助対象となりません。

- ・ 補助対象経費にかかる消費税および地方消費税
- ・ 補助金交付決定日より前に発注、購入、契約等をしたもの
- ・ 生産活動のための設備投資の費用
- ・ 販売（テスト販売を除く。）を目的とした商品等の生産や販売に係る経費
- ・ 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・ 名刺や文房具等の事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・ 茶菓、飲食、接待の費用
- ・ 商品券等の金券
- ・ 不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
- ・ 金融機関などへの振込手数料
- ・ 公租公課
- ・ 各種保険料（旅費に係る航空保険料、展示会等出展に係るものを除く。）
- ・ 借入金などの支払利息および遅延損害金
- ・ 補助事業の遂行状況の確認や確定検査および県との打合せに係る費用
- ・ 補助金事業計画書、交付申請書等の書類作成に係る費用
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入等に係る経費
- ・ 中古品市場において、原則、価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- ・ 産業財産権等の取得に係る経費
- ・ 上記のほか、公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費